

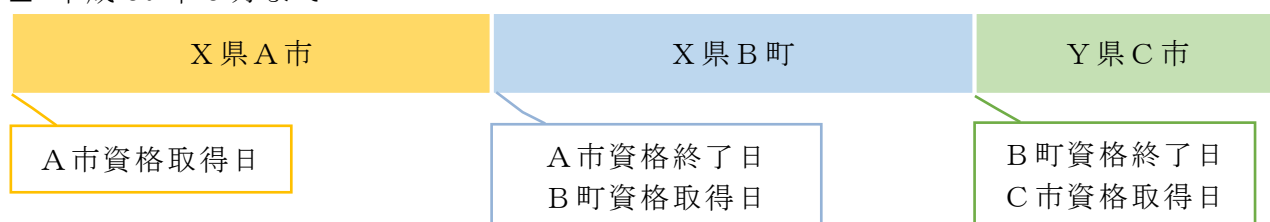


国保情報集約システム

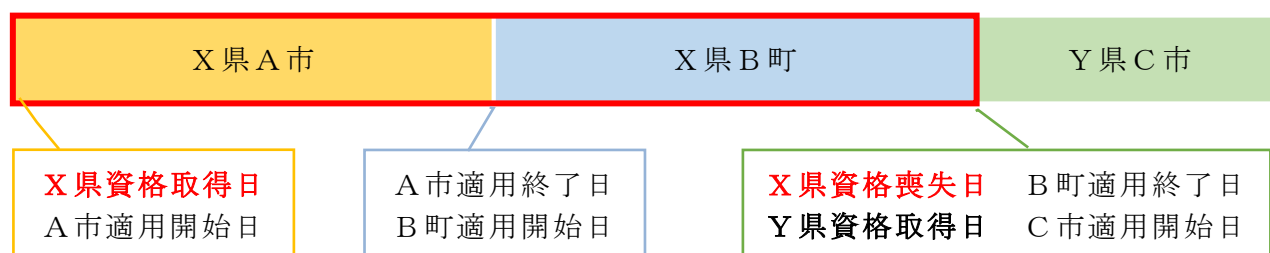
国保情報集約システムとは

将来にわたり国民皆保険制度を持続可能なものとするため、国民健康保険法の一部改正が行われ、平成30年度からは都道府県も国保の保険者となり、被保険者は「市町村の区域内に住所を有する者」から「都道府県の区域内に住所を有する者」に変更となりました。

■ 平成30年3月まで



■ 平成30年4月から



この変更に伴い、都道府県単位で市町村が共同して被保険者の資格管理を行う仕組みを構築する必要があることから、国が主導して国保中央会とともに開発したのが「国保情報集約システム」です。

同一都道府県内の全ての市町村は、国保連合会に対して国保情報集約システムの管理運用業務を共同委託することとなります。

国保情報集約システムの主な機能

① 資格情報連携機能

都道府県単位での資格管理を実現するため、都道府県間で住所異動があった場合には、資格の取得・喪失に係る年月日情報を作成し、居住記録のある都道府県内全ての市町村に情報提供する機能。

② 高額療養費の多数回該当に係る該当回数の情報連携・管理機能

都道府県単位での高額療養費の多数回該当の通算を実現するため、同一都道府県内市町村間で住所異動があった場合には、転入地市町村から世帯の継続性の判定結果を得て、転出地市町村から転入地市町村へ高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐ機能。

世帯の継続性の判定と高額療養費多数回該当回数の引継ぎ

高額療養費多数回該当回数の引継ぎに当たっては、同一都道府県内の他市町村へ住所異動した世帯について、転入地市町村が、家計の同一性・世帯の連続性（以下「世帯の継続性」という。）を判定することになります。

この判定基準が市町村ごとに異なると、被保険者への給付に差が生じてしまうため、「熊本県国民健康保険運営方針」において、国の参酌基準に基づき判定を行うことが示されています。

■ 世帯の継続性の判定に係る国の参酌基準

- ① 他の国保加入者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の国保被保険者の数が変わらない場合の住所異動の場合は、世帯の継続性を認める。
- ② 他の国保加入者を含む世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動の場合は、世帯の継続性を認める。
- ③ 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動の場合には、異動後の世帯主が異動前に世帯主として主宰していた世帯との継続性を認める。

■ 高額療養費多数回該当回数引継ぎ例（※「区分ウ」の世帯の場合）

継続性あり		5月	6月	7月	8月	9月
X県	A市	①	②	—	—	—
		80,100+1%	80,100+1%	—	—	—
	B町	—	—	③	④	⑤
		—	—	80,100+1%	44,400	44,400

- ・ B町で世帯の継続性を認めた場合、A市での該当回数2回をB町に引継ぐため、8月は4回目となり、自己負担限度額は 44,400円 となる。

継続性なし		5月	6月	7月	8月	9月
X県	A市	①	②	—	—	—
		80,100+1%	80,100+1%	—	—	—
	B町	—	—	①	②	③
		—	—	80,100+1%	80,100+1%	80,100+1%

- ・ B町で世帯の継続性を認めない場合、A市での該当回数2回をB町に引き継がないため、8月は2回目となり、自己負担限度額は 80,100円+1% となる。

※限度額適用認定証の交付を受けている場合、医療機関窓口では80,100円+1%までを支払い、後日、世帯の継続性の判定結果を基に国保総合システムで高額療養費支給額計算を行った後、申請により差額が支給される。

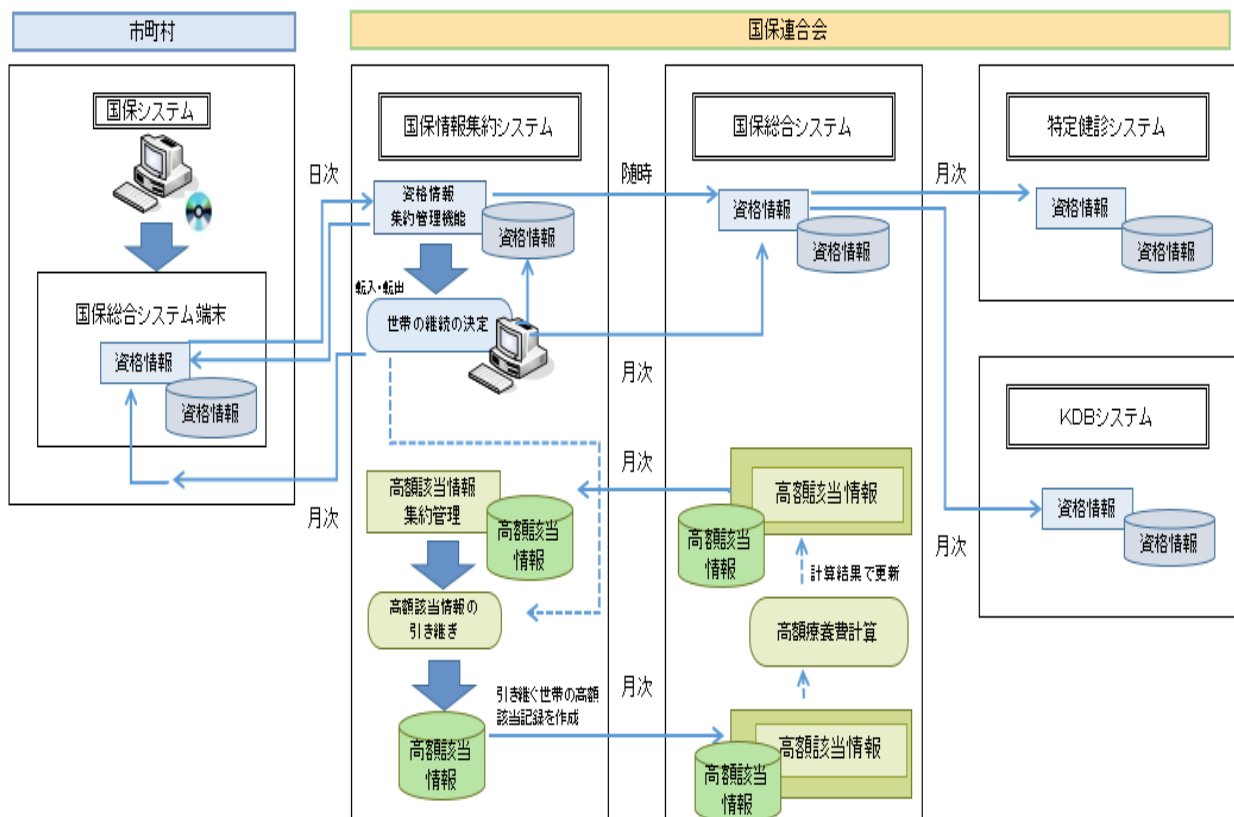
市町村担当者様へのお願い

各市町村から日次で連携される資格情報は、都道府県単位での資格管理を行う上で基礎となるものです。

国保情報集約システムに登録された資格情報は、他市町村へ連携するだけでなく、国保総合システム・特定健診等データ管理システム・KDBシステムに連携し、様々な保険者業務（給付・保健事業等）にも用いています。

そのため、クリティカルエラー（システムに登録できない重大なエラー）が発生したデータについては、必ず自庁国保システムで修正を行い、当日又は翌日以降に再度連携してください。

■ 各システムへの連携イメージ



問い合わせ先
 熊本県国民健康保険団体連合会
 情報システム課
 TEL : 096-365-1279